

供給条件事項説明書(再エネどんどん割 S 再エネどんどん割 L)

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款等をご確認願います。

1.使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

2. 契約電流・契約容量・契約電力

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力にのっとり、プランの設定を行います。託送契約は実量制を採用しており、当社の託送料金の負担はお客様の過去1年間の最大需要電力をベースとします。

3. 供給電圧および周波数

- 供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。
- 周波数は原則として標準周波数50ヘルツ(北海道電力管内)です。

4.電気料金

- 料金は、最低月額料金と使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価から料金表 2 によって算定されたどんどん割割引単価を控除した後の単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額とします。最低月額料金、電力量料金は料金表1のとおりとします。尚、本定義書の電気料金のお支払いにおいては、電気供給約款別表 1 に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担はありません。また燃料費調整額は適用されません。

料金表1.電気料金

電力エリア	最低月額料金(税込)		従量料金単価(税込)		
	再エネ どんどん割 S	再エネ どんどん割 L	1 キロワット 時につき	再エネ どんどん割 S	再エネ どんどん割 L
北海道電力 管内	契約電流 10 アン ペアにつき 0.00 円	1 キロボルトアン ペアにつき 0.00 円			32.00 円

料金表 2. どんどん割割引単価

割引種別	対象エリア	内容
どんどん割 割引単価	北海道電力	<p>契約が開始された後、「再エネどんどん割 S」または「再エネどんどん割 L」の料金定義書に基づく電気料金を、同一契約管理番号にて 12 か月連続で請求実績がある場合、従量料金単価に対しどんどん割を適用します。割引単価は、0.5 円/kWh から始まり、初回どんどん割が適用された後、のべ 12 か月適用されるごとに 0.5 円ずつ加算されていきます。</p> <p>※241 か月目(連続契約の場合 21 年目)以降、割引単価は変わりません。</p>

(例)再エネどんどん割を継続利用した場合の単価推移

	どんどん割 S,L 割引単価	再エネどんどん割 S 割引後の 従量料金単価(税込)	再エネどんどん割 L 割 引後の 従量料金単価(税込)
契約 1 年目	0 円	32.0 円	34.0 円
契約 2 年目(13 か月目～)	0.5 円	31.5 円	33.5 円
契約 5 年目(49 か月目～)	2.0 円	30.0 円	32.0 円
契約 10 年目(109 か月目～)	4.5 円	27.5 円	29.5 円
契約 20 年目(229 か月目～)	9.5 円	22.5 円	24.5 円
契約 21 年目(241 か月目～)	10.0 円	22.0 円	24.0 円

(2) 経済環境の急激な変動等により、料金表 1 に記載の電気料金の維持が困難と当社が判断する場合、当社は、料金表 1 に記載の電気料金の改定を行うことができるものとします。電気料金の改定を行う場合、電気料金種別定義書(以下「本定義書」といいます。)7(定義書の変更及び廃止)に準じます。

(3) 契約が開始された後、「再エネどんどん割 S」または「再エネどんどん割 L」の料金定義書に基づく電気料金を、同一契約管理番号にて 12 ヶ月連続で請求実績がある方を対象としてどんどん割を適用します。

ただし、どんどん割適用前にお客様が本定義書と異なる当社の電気の供給契約に切り替え、再度本定義書に基づく電気の供給契約を開始する場合、過去の請求実績は適用しません。

※ 割引特約に申し込みされる場合の割引額等につきましては後記割引特約に詳細がございます。

5. 工事費等

(1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

- (2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

6.計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。
- (3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

7.お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金についてはお客さまのご契約内容に準じた方法でお支払いいただきます。
- (2) 工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

8.お客さまのご協力

- (1) 需要場所への立入りによる業務の実施
供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- (2) 施設場所の提供
一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。
- (3) 保安に対するお客さまの協力
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

9.契約期間

契約期間は、料金適用開始日から 1 年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に 1 年間延長します。

10.お客さまからの申し出による契約の変更・解除

- (1) 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。
- (3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて 10 日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を 10 日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電力料金はお客様負担となる場合がございます。
- (4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

- (5) お客様が訪問販売または電話勧誘販売により契約の申込みをし、または契約を締結された場合、別途送付する「契約内容の重要なお知らせ」を受領された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面またはお問い合わせフォームにより無条件で申込の撤回または契約の解除を行うこと(以下、「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客様が書面を発信した時(郵便消印日付など)またはお問い合わせフォームを送信した時から発生します。クーリング・オフを行う場合、お客様は損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。お客様には電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日を含めて、8 日を経過するまでは、書面またはお問い合わせフォームによるクーリング・オフを行うことができます。クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ下記連絡先まで書面にてご郵送、またはお問い合わせフォームにてお知らせください。

名称:株式会社 Loop

住所:東京都台東区上野 3-23-6 三菱 UFJ 信託銀行上野ビル 7 階

お問い合わせフォーム:<https://loop-denki.com/home/contact/>

11.当社からの申し出による契約の解約

お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 15 日前までに通知いたします。ただし、(7)または(8)に該当する場合には、通知を行うことなく即時に解約することといたします。

- (1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客様がその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) 支払期日を 15 日経過してもお客様が料金を支払われない場合
- (4) 支払期日を 15 日経過してもお客様が他の電気供給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払われない場合
- (5) お客様が支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (6) お客様が、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合
- (7) 電気供給契約の申込み内容に電気供給契約を継続しがたい重大な誤り等があった場合
- (8) お客様がその他電気供給約款に違反した場合

12.その他

- (1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。
- (2) 本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。

割引特約

1.割引特約のお申し込みの方法

- **再エネどんどん割と同時に申し込みのお客さま**
当社ホームページ(<https://loop-denki.com/home/>)のお申し込みフォームより、Loop でんきをお申し込みいただいた後にお申し込みいただけます。
- **すでに再エネどんどん割に申し込みの方**
当社ホームページ(<https://loop-denki.com/home/>)のご契約者様マイページよりお申し込みいただけます。

2.割引適用条件・割引額

以下の条件を満たしている場合、従量料金単価より以下の金額を割引きます。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を割引きます。

割引種別	対象エリア	適用条件	割引額(税込)
ソーラー割	北海道電力	お客さまが太陽光発電設備を電気の使用場所に設置し、この発電施設から発電される電力の余剰電力を当社に特定卸供給している場合	1.00 円

※再エネどんどん割におけるソーラー割の申込受付開始は 2020 年 4 月 22 日です。

3.割引の適用開始日

お客さまが適用条件を満たしたのちに到来する使用期間から適用されます。

4.割引の適用廃止日

- (1) 電気供給契約が終了または解約となった場合、終了日または解約日を含む使用期間まで適用されます。
- (2) お客さまが適用条件を満たさなくなった場合、その日を含む使用期間まで適用されます。